

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：平成27年4月20日（月）

13：30～15：00

場所：恩賜林記念館東会議室

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、工藤委員、後藤委員、小林委員、佐藤委員、鈴木委員、早見委員、湯本委員

<事務局>

深澤森林環境部参事、渡辺森林環境部主幹

河西課長補佐、石井副主幹、渡邊主任

次第

1 開会

2 議事

議題1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について

議題2 クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に係る環境影響調査（報告）

議題3 その他

4 閉会

資料

資料1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について

資料2 技術指針の改正（案）

資料3 山梨県環境影響評価等技術指針全文（改正（案）反映後）

資料4 クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に係る環境影響調査報告書

資料 環境影響評価技術ガイド（放射性物質）平成27年3月環境省

資料 記者配布資料

資料 山梨県環境影響評価等技術審議会等名簿

1 開会

(進行 河西課長補佐)

ただ今より、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催させていただきます。

本日の進行を務めます、大気水質保全課 課長補佐の河西でございます。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、4月1日の組織替えに伴いまして、事務局を所管する所属が、森林環境総務課から大気水質保全課に変更したことを報告いたします。

続いて、人事異動により事務局職員の交替がありましたので紹介いたします。前沢次長に替わり、深澤参事でございます。河崎調整主幹に替わり渡辺主幹でございます。土橋副主幹に替わり石井副主幹でございます。

2 あいさつ

(進行 河西課長補佐)

それでは、森林環境部参事の深澤からごあいさつ申し上げます。

(深澤参事)

本日はお忙しいところ、技術審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の議題となる案件は、放射性物質に係る技術指針の改正の件、それから昨年2月に判定を行ったクリーンエネルギー清里太陽光発電事業について事業者から環境影響調査の報告書の提出があった件、この2件でございます。

技術指針の改正につきましては、環境省が示した基本的事項及び技術ガイドの内容等を踏まえて事務局が作成いたしました改正(案)についてご審議いただきます。

また、清里太陽光発電の環境影響調査報告につきましては、報告書の内容について、御紹介をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、引き続きお力添えをいただけますよう、お願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

3 議 事

(進行 河西課長補佐)

続きまして、審議会の開催要件の可否について報告いたします。

本審議会は、山梨県環境影響評価条例により設置された審議会でございます。

本日は、15名の委員のうち、9名の出席をいただいておりますので、条例第47条11項に規定される、2分の1以上の出席が得られましたので本審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、配布資料の確認を行います。資料1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について、資料2 技術指針の改正(案)、資料3 山梨県環境影響評価等技術指針全文(改正(案)反映後)、資料4 クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に係る環境影響調査報告

書、資料 環境影響評価技術ガイド（放射性物質）平成 27 年 3 月環境省、資料 記者配布資料、資料 山梨県環境影響評価等技術審議会等名簿でございます。資料に不足がある場合には、事務局まで申し出てください。

通常では、傍聴時の注意事項を説明させていただきますが、本日は傍聴人がいらっしゃいませんので、割愛させていただきます。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

議長は条例第 47 条第 10 項に基づき、会長が務めることになっておりますので、坂本会長、議事進行をよろしく申し上げます。

（進行 坂本会長）

それでは、よろしくお願いいたします。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いします。

本審議会については、平成 17 年 7 月 8 日の技術審議会においてご議論頂きましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。また、議事録については、発言者名を含む議事録を公開する。という事でご確認をお願いします。

今回は、技術指針の改正の審議のため、非公開での審議を予定しておりませんが、審議の流れで必要であれば、非公開といたします。非公開審議の際には、報道関係者及び傍聴人の方には、本会場から退出願います。以上、ご協力をお願いします。

議事の進行について説明いたします。放射性物質に関する技術指針の改正に係る審議は、条例の施行期日が 6 月 1 日となっていることから、できる限り本日の審議で意見を整理したいと考えております。進め方といたしましては、事務局から、指針改正に係る考え方と改正（案）について説明を受けた後、意見交換を行います。

円滑に議事が進行できますよう、よろしくお願いいたします。

議題 1 山梨県環境影響評価等技術指針の改正について

(坂本会長)

それでは、議題 1 に入らせていただきます。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

(事務局 石井副主幹)

資料 1 をご覧ください。

技術指針の趣旨ですが、条例の規定により、環境影響評価や事後調査等が科学的かつ適切に行われるために必要な技術的事項について、すべての対象事業に共通するものとして定めております。

見直しの必要性でございますが、平成 23 年 3 月に起きた福島第一原子力発電所の事故を受けて、環境影響評価法において適用除外とされていた放射性物質を環境影響評価の対象とする一部改正が平成 25 年 6 月に行われております。また、平成 27 年 2 月には「廃棄物の最終処分場事業主務省令の改正案」など各主務省令に係るパブリックコメントが行われ、平成 27 年 3 月には「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」が公表されております。今後、関係する主務省令が順次改正される予定です。

本県条例においても、法律に準じて、放射性物質に関する適用除外を削除することについて、平成 25 年度に開催した技術審議会の審議を経て、平成 26 年 3 月 28 日に条例改正を行っております。今後、6 月 1 日の施行に併せて、放射性物質に係る本県の技術指針の改正を行います。指針の改正は、条例の規定により技術審議会の審議事項となっているため、改正内容について、審議会において検討を行うこととしております。

スケジュールでございますが、3 月 24 日の技術審議会において、検討に着手してまいりまして、本日の審議会で案について検討していただきます。今後、庁内での検討を行いまして、5 月下旬には告示、6 月 1 日に施行と考えております。

続きまして、改正に係る論点整理でございます。本県のアセス制度では、廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、バイオマス発電施設や発生土処分場など、法で定めていない条例に基づく対象事業がございます。今回の指針改正に当たっては、これらに配慮した内容にする必要がございます。

想定される環境影響要因と関連する評価項目でございますが、本県に特有の事業に配慮しまして、環境影響としては、法律が対象とするもの以外に、燃料又は原料の使用、保管、集積が想定されます。また、予測の対象としては、放射性物質の集積・濃縮といった部分を追加で想定しております。

調査・予測及び評価のイメージですけれども、調査内容としては、原子力規制委員会が公表している航空機モニタリングの測定結果やモニタリングポストにおける空間線量の観測結果、それから計画地における空間線量率や放射能濃度の測定などを考えております。予測事項としては、計画地内への搬入の可能性、計画地外への流出・漏えい、事業活動による濃縮、事業活動に伴う保管などが想定されます。保全措置、事後調査については、搬入物中の

放射能濃度の定期的な分析による搬入状況の把握、異常値を確認した場合の対応方針の検討が想定されます。関係するガイドライン等のリンク先をお示ししております。

それでは、資料2及び3により、具体的な改正案の内容を説明いたします。資料2につきましては、今回、追加となる放射能に係る項目を抜き出したものです。また、資料3につきましては、改正指針案の本文でございます。

第1章第3環境影響評価項目に、一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目として放射線の量を追加いたします。国の技術ガイドや主務省令でも同様の表記となっているため、それに倣いました。

第1章第4については、資料3のp3(2)地域特性の状況の把握の部分において、別紙を別表に改め、別表については、自然的状況の中に一般環境中の放射性物質の状況を追加しました。

次に、第2章に第19放射線の量を追加いたしました。基本的に表記方法は、第1～第18と同じような記載方法となっており、内容については、国の技術ガイドや主務省令と同じとなっております。

第19放射線の量については、前文として、一般環境中の放射性物質（工場その他土地の形状の変更の実施に伴い生ずるもの、及び事業の実施に伴い使用される燃料・原料等に含まれるもの。）の濃縮、拡散、流出の抑制又は処理・処分にかかる環境影響の低減のための措置について環境影響評価を行うこととしています。工場その他土地の形状の変更の実施に伴い生ずるものとは、土地の造成、構造物の設置・除去を想定し、事業の実施に伴い使用される燃料・原料等に含まれるものとは、主にバイオマス発電を想定しています。

次に1調査の手法ですが、(1)調査事項として、まず、一般環境中の放射性物質の状況（空間放射線量率及び放射能濃度）を調査し、次に掲げる事項のうちから予測及び評価に必要なものを選択することとしています。アとして、水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況、イとして、土地利用の状況（将来の土地利用計画を含む）、ウとして、利水等の状況を予測及び評価に必要なものとして選択することとしています。

(2)調査地域ですが、調査事業の実施が一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすと予想される地域としています。

(3)調査方法ですが、調査は、既存資料等の整理及び解析の方法並びに現地調査の方法によらし、既存資料の整備及び解析に加え、放射性物質が持ち込まれた形跡がないか等を現地調査により確認することとしています。また、放射性物質の状況について現地調査を行う場合は、次に掲げる方法によらし、(ア)調査地点については、事業実施区域及び一般環境中の放射性物質に係る影響を受けるおそれがある地点とし、(イ)調査時期等については、調査期間及び時期は、調査地域における放射性物質の状況を適切に把握できる期間及び時期とします。(ウ)調査手法については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく空間線量率の調査手法などその他必要な制度を確保した方法としています。その他必要な制度を確保した方法とは、文部科学省から公表されているゲル

マニウム半導体検出器によるガンマスペクトロメトリーや環境試料採取方法等を想定しています。

次に2予測の手法でございます。

(1)予測事項については、事業の実施及び供用に伴う放射線の量の変化の状況（事業の内容に応じ、放射性物質の発生・集積・濃縮の量及び処理・処分等の状況）としました。

(2)予測地域については、対象事業の実施が一般環境中の放射性物質の状況に影響を及ぼすおそれのある地域とし、(3)予測時期等については、事業の実施中における工事の施工中の代表的な時期及び施工中の全期間並びに事業の実施後における事業活動が定常に達した時期としました。代表的な時期が不十分であるケースの場合は予測時期を全期間実施するという事です。(4)予測方法については、予測方法は、計画策定時にあらかじめ検討した環境に配慮しようとする事項の内容を踏まえ、既往の放射性物質の知見に基づき定性的に予測する方法又は類似の事例を参考とする方法ととしてしています。粉じんが出る場合は、粉じん防止剤の噴霧や覆土等を行うことで放射能レベルが上昇しないという予測方法が考えられます。

以上が放射能に係る事項でございます。

続きまして、放射能に係る事項に加え、今回、指針全体についても、内容を確認し、2点ほど改正したいと考えております。

まず、1点目ですが、資料3のp2第3、1(4)の空気振動についてであります。本指針における空気振動については、資料3のp13第4で周波数領域は、概ね100ヘルツ以下と定義づけており、国においても、20ヘルツ以下の超低周波音も含めて100ヘルツ以下の音波を低周波音と定義しています。そのため、本指針中で空気振動と表記してあるものを低周波音と改めさせていただきます。

2点目ですが、資料3のp25の第18温室効果ガス等でございます。温室効果ガス（地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の原因となる物質をいう。）とありますが、酸性雨の原因物質は主に窒素酸化物や硫黄酸化物であります。アジア大陸からの越境汚染による影響が主と考えられています。そのため、一施設から酸性雨への影響を評価するには難しいと考え、酸性雨というのを削除することを考えています。

以上が改正内容でございます。よろしくお願いいたします。

（坂本会長）

それでは、ただ今の説明について、御意見・御質問を伺いたいと思います。

資料1で改正の背景と基本的な考え方が示されておりまして、それに沿って検討した具体的な記載内容が資料2及び3になっております。いかがでしょうか。

ご意見があるとすれば、資料1の論点整理にございましたように、法律も改正を行っているわけですが、条例は法とは異なる対象事業がございまして、廃棄物焼却施設、下水道終末処理場、バイオマス発電施設、発生土処分場等がございまして、国の改正内容に加えて、これらに対応した内容にしなければならないということでございます。

具体的には、資料1の想定される環境影響要因と関連する評価項目の所にございますが、下線部分を追加するということが、事務局のご提案でございます。

よろしいでしょうか。特にご異論等がございませんでしたので、この部分については、事務局から提案していただいたこの方向でまとめていただくこととなります。今後、主務省令の改正内容によってはご相談することもあるかと思いますが、この提案を了承させていただきます。

(早見委員)

事務局から提案のあったところ以外でよろしいでしょうか。

(坂本会長)

指針の改正は、策定後実施されておられません。今回提案のあったところ以外の部分でも結構ですので、ご意見をお願いいたします。

(早見委員)

審議会に先立って事前に送付いただいた資料では、説明いただいたところとは別に修正されていたところがあったかと思いますが、そこについての考え方をお教えてください。

具体的には、技術指針の基本的考え方について「最小化」の部分が「低減」とされてきました。それから、「地物」という用語を「地質」に変更されていたのですが、この部分はいかがでしょう。

(事務局 石井副主幹)

まず、「最小化」を「低減」とする部分については、一部の委員とも相談する中で、より議論が必要であろうということで、今回の改正からは見送らせていただきました。

(坂本会長)

いつの機会を考えていますか。

(事務局 石井副主幹)

具体的な時期は決めておりませんが、先生方と相談して決めさせていただきたいと思いません。

また、「地物」については、地質と示すものが異なるという指摘を受けておまして、地質は地下がどのようになっているかということでございますが、地物は地上にある構造物等を対象とするということです。大気汚染については、地質はあまり影響がなく、そこにある構造物、つまり地物が影響を及ぼすということでございますので、現状の記載のとおりとさせていただきます。

(坂本会長)

他に、ご質問ご意見はいかがでしょうか。その他に低周波音や温室効果ガス等の所に変更がございました。何かご意見があればお願いいたします。

低周波音について、福原委員からのご意見はいかがでしょうか。

(事務局 渡邊主任)

福原委員については、従前から空気振動は現在低周波音として整理されているといったご意見がございまして、それを受けて今回改正するものでございます。

事前に意見聴取をお伺いしたかったのですが、現在海外出張中とのことで、帰国後に確認したいと考えております。高木先生についても会議後にお意見を伺いたいと考えております。

(事務局 河西補佐)

追加の説明でございますが、低周波音については現在環境省の基本的事項における環境要素の区分において、大気環境の区分において「低周波音」として整理されておりますので、同様に整理したいと考えております。

(坂本会長)

放射性物質とその他の部分を含めて、今日提案いただいた内容については、承認いただけたいと思います。ただし、本日欠席の委員の方もいらっしゃいますので、出席の委員については追加の意見がございましたら、24日までに事務局に送付いただければと思います。事務局は、欠席委員にも連絡して、同様に対応して下さい。

事務局はそれらの意見を取りまとめ、修正すべきところは修正していただき、本日の会議以降の修正については、関係委員の意見伺って、事務局と会長の私に一任していただきたいと思います。

(石井委員)

他の項目についてもいくつかよろしいでしょうか。

これは技術指針に記載することができるかどうか分かりませんが、今までのアセス事例で問題になってきましたが、「事業者が可能な限り」という表現について、事業者ができないといえればそれでよいのかということがございます。これを何とかできないかというところが一つ。

また、リニアの案件で事業者には何度も求めたのですが、事業者が開催した検討委員会について、その内容が公開されず、伝わらないということがございました。そういった検討会の議事録等は原則公開というようなことが決められないでしょうか。リニア中央新幹線の議論の際に、事業者側が設置した検討委員会について、その内容が公開されないということがございました。検討委員会のメンバーの方とお話をする機会があったのですが、説明の内容と異なるところがございました。そういった部分を解消したいといったところが、全般的な事項に関することです。

それから景観に関する部分でできれば修正していただきたいというところですが、これまでアセス事例でお願いをして実際にやっていたのですが、指針では「調査地点」とされておりましてポイントで示すようにと定められているのですが、ここに「面」とかそういう意味合いを入れていただきたい。範囲というような捉え方をして、その中の代表地点というように、2段階で絞っていただけないかということでございます。

もう一点、調査期間等のところでございますが、年間を通じた風景の状況ということが記載されていますが、一日の変化についても触れていただけないかなと思います。

(坂本会長)

技術指針以外に、細かいものを定めている文書がございますよね。

(事務局 石井副主幹)

手引きがございまして、細かいところについてはそちらに記載することもできるかと思えます。

(石井委員)

それから、主要な眺望地点というのがございますが、これも本委員会で問題にしているところですが、日常的に目に触れている機会が多い、又は人数が多い範囲というところも対象として入れていただけないかと思えます。

検討していただければと思います。

(坂本会長)

ご指摘いただいた点については、確認していただき、手引きを含めて検討いただきたいと思えます。

一点目は、事業者の評価において「可能な範囲で」と記載されているので、そういったことがないようにということでございます。

二点目は、事業者の検討会に係る内容の説明についてということで、これらは全体に係る事項でございます。

それから、景観については、調査地点に範囲の概念を入れること、調査期間に一日の変化についても検討すること、日常の視点についても追加することといったことがございました。事務局いかがでしょうか。

(事務局 河西補佐)

今指摘いただいた事項については、制度の根幹に係る内容から、詳細な内容に関する部分までの内容になっているかと思えます。

本日欠席の田中委員からは、ミティゲーションヒエラルキーが事業者が作成する図書において明確にされていないため、分かりやすいものにしていただければといった指摘も受けております。今石井委員から頂いた事項について、指針に反映することが適切なのか、手引き

等に対応することが適切なのか、いずれにしる制度の専門の委員のご意見も聞く中で、整理させていただき、改めて審議会の場で説明させていただきたいと考えております。

(坂本会長)

技術指針については、告示が必要とのことですが、手引きについては、何か手続きが必要でしょうか。

(事務局 河西補佐)

手引きについては、特にございません。

(坂本会長)

石井先生、田中先生の意見について、技術指針の中で対応できるかどうかは事務局で検討していただき、できない場合には指針はそのまま、手引きの議論は別途させていただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

(湯本委員)

水生生物の部分ですが、陸上動物の部分では動物種については、哺乳類、鳥類などある程度の区分が規定されていますが、水生生物の調査事項では、水生生物相と大きくまとめられています。それから漁獲対象魚類等が独立して記載されていますが、むしろ漁獲対象ではない方に希少種が出てくるわけで、どんな調査をするのか、対象となるものがあいまいではないかと思います。例えば、魚類とか水生昆虫とか、水生植物といったある程度区分することで、調査対象を明確にするということでは必要ではないでしょうか。

(坂本会長)

今指摘いただいた点について、確かに動物や植物については細分化して記載されているのですが、水生生物は水生生物相とされています。ここは修正ができるかと思います。

それから漁獲対象魚類というのは、どうして記載されているか、背景がわかるでしょうか。

(事務局 渡邊)

策定当初から入れられているものであり、把握しておりません。

(坂本会長)

水生生物相と別に立てて記載することではないかと思いますが、事務局検討をお願いいたします。

(後藤委員)

先ほど、地物と地質を使い分けているとのことでしたが、そうしますと、第7の水象の部分には「地形・地質」とされており、第6の水質汚濁の部分では「地形・地物」が使用されております。この使用方法はよろしいでしょうか。

(坂本会長)

先ほどの事務局の説明では、地面の下は地質で、地面の上は地物ということだと思います。ですので、地面の上の構造物が関係する部分は地物という記載になるかと思いますが。

(後藤委員)

例えば、水質汚濁の項目については、地下水の水質についても対象としています。この部分については、地物と地質、両方記載する必要があるのかと思います。

ア-1の公共用水域の対象に地下水は入るのでしょうか。

(事務局 石井副主幹)

公共用水域は、地下水を対象としておりません。

(後藤委員)

それであれば、公共用水域は、地物を対象として、地下水、水底の底質については地質を対象とするということではないでしょうか。それらすべてに係る部分ですので、地形、地質、地物とすべてに係るのではないのでしょうか。

(事務局 石井副主幹)

検討させていただきます。

(坂本会長)

他にいかがでしょうか。

よろしければ、先ほどの繰り返しになりますが、他の意見がございましたら24日までに事務局に意見をお伝えください。

では、議題1を終了します。

議題2 クリーンエネルギー清里太陽光発電事業に係る環境影響調査（報告）

（坂本会長）

それでは、議題2に入らせていただきます。

昨年2月に判定を行ったクリーンエネルギー清里太陽光発電事業について、事業者から県に報告書が提出されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局 渡邊主任）

クリーンエネルギー清里太陽光発電事業については、事業者が北杜市となっております。北杜市牧場跡地を利用して、太陽光パネルを設置して発電事業を行うものでございます。事業規模は約23ヘクタールで、条例の第3分類事業に該当し、判定手続きを行っております。届出は昨年1月に提出され、その後2回の技術審議会を開催し、昨年2月にアセスは不要であるという旨の判定を行っております。その際に併せて述べた意見として、事業着手前に調査を行って現況を把握した上で、必要な環境保全措置を検討し、実施すること。また、事業の実施状況については、県に情報提供することを求めていますので、今回の報告書の提出になりました。

事業の進捗状況ですが、昨年8月下旬から伐採等に入った後に造成を行い、11月ごろからパネルの架台の設置に入っております。現在は、パネル架台となる杭をうち、順次パネルを設置しているところでございます。

今回の調査内容ですが、主に動物相の調査と植物相の調査を行っております。それぞれ昨年の4月～12月、4月～11月に調査を行い、それに基づいて環境保全措置の検討を行っております。具体的な動物相の調査内容については、p13をご覧ください。哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、底生動物といった項目について、記載されている月について調査を行っております。調査結果は、p14以降に記載されております。植物調査については、p92に記載しております。

これらの調査を踏まえて実施した環境保全措置がp3に記載されております。簡単に説明させていただきますが、残置森林率の向上ということで、届出時には39.5%であった残地森林率を39.8%に増加しております。

北側及び南側に位置する沢の存置ということで、計画地内を横断する箇所については暗渠管を設置し碎石にて埋めましたが、北側及び南側の山裾に沿った範囲の沢については、水辺環境を保全するとともに動物たちの水飲み場として存置しております。

造成工事時期の変更として、ハイタカの営巣が北残置森林で確認されたため、繁殖期を避けるため造成工事の時期を9月からとしております。

伐採した樹木の細断チップ材散布として、事業のために伐採した樹木について、現地で細断してチップとし、工事中の土砂流出防止及び工種工事完了後の種子吹き床として散布したとのことです。

排ガス対策仕様の建設機械の使用については、一般的な保全措置になりますが、使用する建設機械は、排ガス対策仕様機械を採用したとのことです。

防災工事の先行実施については、本体工事に優先して沈砂池・土砂流出防止柵等の防災工事を施工したとのことです。

希少植物の移植について、工事に先駆けて開発区域内にある希少植物の移植（南残置森林内への移植）を行っております。具体的には、p98に記載されているとおりです。

外周柵の周囲への調和として、外周柵が残置森林に近接することから、外周柵の色は周囲の森林に調和するように配慮しております。

残土処理についての配慮として、造成工事において切土量・盛土量をバランスさせ、場外への搬出を行わなかったとのことをございます。

管理用道路についての配慮として、南北管理用道路はアスファルト舗装とせず、環境面に配慮して碎石舗装道路とし、雨水の自然浸透、草花等が生えてくるよう配慮したとのことです。

土壌及び沢水の汚染防止として、排水工の排水枘を用地外で作成することで、コンクリートの後処理（機材の水洗い）による土壌及び沢水の汚染を防止し、アレイ架台の基礎をスクリータイプ杭基礎にすることで基礎面積を小さくし、直接基礎の場合に比べて用地がコンクリート等によって覆われる面積を小さくしたとのことです。

今後、実施する保全措置として、p5に記載しております。まず、パネル設置範囲及び法面への種子吹きとして、土砂の流出防止及び昆虫類の環境確保のため、太陽光パネル設置範囲及び法面への種子ふきを実施する。なお、種子については専門家の意見を参考にすることです。

外周柵下部の隙間は通常5cm程度ですが、小動物の往来を考慮して10cm程度とするとのことです。

沈砂池の緑化について、防災のため設置した沈砂池は、施工したふとんかご天端部に種子吹きを行い緑化するとのことです。

南北残置林を繋ぐ「杜の小道」の設置について、南北に長い事業区域であることから、南北に残置した森林を繋ぐための緑道を設置するとのことです。

草原環境の維持について、南残置森林の一部に見られる草地・疎林環境については、草原環境に結びついている種の保全のために、維持していくとのことです。

開渠排水路の多用努力として、南北管理用道路に近接して設置する排水路を暗渠から開渠へと変更するとのことです。

また、事業区域外になりますが、計画地（発電所）から約5.5km先の一般電気事業者電力系統接続地点までの送電については、景観に配慮して河川横断等一部を除き道路地中埋設とするとのことです。

以上保全措置を説明させていただきました。動物植物の詳細な調査結果が記載されておりますので、ご覧いただき、ご意見ございます場合にはいただければと思います。

以上です。

（坂本会長）

ありがとうございました。最初にご説明がありましたように、本調査についての義務はないところではございますが、事業者が自主的に調査していただいたということでございます。せっかく調査していただきましたので、環境保全措置などがよりよいものになるよう、アドバイス等をいただければ事業者にとってもよいと思います。太陽光発電については、昨年色々な事例が出てきたところではございますが、このような報告書が出てきましたので、太陽光発電事業に関する情報提供にもなっておりますし、環境保全措置等については、今後の参考にもなるものと思いますので、そういった観点からもご意見をお願いいたします。

（早見委員）

昆虫リストを確認すると、かなり自然度が高い場所だと思います。なおかつ、ある程度人が関わらなければ維持できないような状況だと思います。イメージとしては梨ヶ原のような状態ではないかと推測されます。昆虫の視点から見た保全措置についてですが、特定の種類の種子を散布したり、牧草を植えるということですが、適切ではないと感じます。実際には、年間1回くらいの下草狩り程度の方が、適切な植物が出てきますし、昆虫にあった環境が維持できるかだと思います。太陽光パネルの周辺も、芝等を植えるのでなければ現況の草原環境を維持するためには、浅い草刈をしていただければ、良いかだと思います。現在の昆虫の多様度が高い地域で、草原から森林にかけての貴重な種がリストアップされています。牧場が終了した後に侵入した種が多いと思いますので、牧草地に戻すよりは草刈をして植物を自生させて、森林化を防ぐということだけで十分に昆虫相が維持できるかだと思います。それと同時に他の哺乳類や鳥類に対する対応をセットしていくことで、多様性をある程度保全できるかだと思いますので、特に昆虫に関する保全計画を見直していただけると良いかなと思います。

（坂本会長）

昆虫については、なるべく手を入れずに草刈程度が良いのではないかとのことです。その他にいかがでしょうか。

（佐藤委員）

最初の方に図面があり、水辺環境がございまして、こちらは未施工ということでしょうか。

（事務局 渡邊主任）

はい。

（佐藤委員）

分かりました。それから、報告書 p60 に主要な沢が記載されていますが、この沢は現在どのようなになっているのでしょうか。造成して埋めてしまったのでしょうか。

（事務局 渡邊主任）

計画地を横断する沢については、造成とパネル設置の関係から埋めざるを得ないということで、北側と南側の河川が現況のとおり残されている状況です。

(佐藤委員)

北側の沢は計画地に沿っていますので、分かりますが、南側の沢については、もう少し南側にずらして河川を喪失したということでしょうか。

(事務局 渡邊主任)

もともと南側に存在した河川を残しております。

(佐藤委員)

p7の図にもともとの沢位置が記載されていないため、確認させてください。

(事務局 渡邊主任)

p7の図は、届出時の図になっており、現況は異なっております。

p60で言うと、一番南側の沢は残されており、計画地を横断する沢は埋めてある状態です。

(坂本会長)

p60で言うと、pt.1~5くらいでしょうか。

(事務局 渡邊主任)

はい。

(佐藤委員)

審議会の際に意見を述べたので覚えているのですが、沢筋はなるべく保全するということ、p7にも保全しますといいながらよくわからないというのが感想です。もう少し現状どうなったのかわかる図面がいただけるとありがたいです。

(坂本会長)

工事が始まっており、計画時とは変わっているとは思いますが、現在の状況を教えていただきたいということですね。

(佐藤委員)

短い時間ですが、報告書を読ませていただいたところ、大変よく調査されていて、希少種等も多く、私が現地を見たときに思った通り、非常に環境の良いところであるという結果が出ていると思います。それに対して、可能な限り保全しようという努力をされていると感じました。ただ、地図が良くわからないので、沢がどうなっているのか確認させていただ

き、その様子によっては案1、案2にあるような水路、沢の消失方法について、何か意見が言えるかもしれませんので、是非資料を事業者から提供いただければと思います。

(坂本会長)

事務局、よろしくお願いします。

(鈴木委員)

サクラソウに関して、食害という話ですが、水路が残されているということであれば、移植しなくてもよいとも思いますが、いずれにしてももう一度チェックしていただき、出ているようであれば、移植するなり、措置を検討していただきたいと思います。

(坂本会長)

よろしくお願いします。

これについて、事務局から情報を頂けるでしょうか。

(事務局 渡邊主任)

事業者に伝えることは伝えまして、資料をいただければ皆様に情報提供させていただきたいと思います。

(坂本会長)

では、委員の皆様は随時ご意見を頂きたいと思います。

議題2を終了させていただきます。

議題3 その他

(坂本会長)

その他、何かございますか。
事務局いかがでしょうか。

(事務局 石井副主幹)

当面、審議事項はありませんが、今後方法書の提出が見込まれる案件が複数ございます。時期については事業者次第でございますので、その際には、日程調整をさせていただきます。今後も御協力をお願いいたします。

(坂本会長)

分かりました。
大月バイオマス発電に係る知事意見の資料が置いてありますが、何か説明はありますか。

(事務局 河西補佐)

大月バイオマスの件については、審議いただきまして、先週金曜日に事業者に対して知事意見を渡しました。本日は、参考までに配布させていただきました。ありがとうございました。

(坂本会長)

分かりました。その他、ないようですので以上で議事をおわります。事務局にお返しいたします。

4 閉会

(進行 河西課長補佐)

坂本会長、ありがとうございました。
これをもちまして、本日の環境影響評価等技術審議会を終了させていただきます。
本日は、ありがとうございました。